

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【公表番号】特表2013-536099(P2013-536099A)
 【公表日】平成25年9月19日(2013.9.19)
 【年通号数】公開・登録公報2013-051
 【出願番号】特願2013-516665(P2013-516665)
 【国際特許分類】

B 4 3 L 1/00 (2006.01)
C 0 9 D 11/00 (2014.01)
B 3 2 B 27/00 (2006.01)
G 0 9 F 3/02 (2006.01)

【F I】

B 4 3 L 1/00 A
 C 0 9 D 11/00
 B 3 2 B 27/00 1 0 1
 G 0 9 F 3/02 F

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月20日(2014.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

書き込み可能な表面を有する物品であって、前記再書き込み可能な表面が、双性イオン性シラン、ヒドロキシルスルホネートシラン、ホスホネートシラン、カルボキシレートシラン、グルコンアミドシラン、ポリヒドロキシルアルキル、アリールシラン、ヒドロキシルポリエチレンオキシドシラン、ポリエチレンオキシドシラン、及びこれらの組み合わせからなる群から選択される親水性シラン、又はポリビニルアルコール、ヒドロキシルメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、デキストラン、グアーガム、及びこれらの混合物からなる群から選択されるヒドロキシル基を有する水溶性ポリマーを含むコーティングを含む、物品。

【請求項2】

親水性シラン又はヒドロキシル基を有する水溶性ポリマーを含むコーティングを、物品表面の一部に提供する工程を含む、書き込み表面の作製方法。

【請求項3】

(a) 請求項1に記載の物品を提供する工程と、(b) 前記書き込み表面に筆記用具で初期説明文を書き込む工程と、(c) 前記初期説明文を除去する工程とを含む、再書き込み可能な書き込み表面を有する物品の使用方法。